

○ 財務省告示第 240 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 6 年 8 月 15 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 27 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 27 回	5,000,000,000 円	104.90 円
〃	第 27 回	5,000,000,000 円	105.05 円
〃	第 27 回	1,600,000,000 円	105.20 円
〃	第 28 回	1,000,000,000 円	104.35 円
〃	第 28 回	5,000,000,000 円	104.54 円
〃	第 29 回	400,000,000 円	104.15 円
〃	第 29 回	2,000,000,000 円	104.34 円
合計		20,000,000,000 円	